

令和5年度
幸手市職員採用試験
受験案内
【民間企業等職務経験者対象】
(一般事務)

＜幸手市が目指す職員像＞
幸手を愛し、市民のしあわせのために
何事にも積極的にチャレンジする職員



権現堂桜堤

- | | |
|---------|--|
| ◇ 受付期間 | 令和5年7月25日(火)～8月15日(火)
午前8時30分から午後5時15分まで受付
※ 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 |
| ◇ 受付方法 | 持参 幸手市役所本庁舎2階 総務部庶務課
郵送 期間内消印有効 |
| ◇ 第1次試験 | 令和5年9月17日(日) |
| ◇ 採用予定日 | 令和6年4月1日 |

幸 手 市

1 募集職種・人数・受験資格

職種	人数	受験資格	
		年齢要件	資格・学歴等
一般事務	2名	昭和53年4月2日以降に生まれた方（45歳まで）	学校教育法による大学・短期大学・高等学校を卒業した方で、直近15年間のうち民間企業等における職務経験が7年以上ある方（令和5年3月31日現在）

※1 民間企業等における職務経験について

- (1) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年間のうち、民間企業等における職務経験（在学中の職務経験は除く。）が通算して7年以上ある方が対象となり、そのうち3年以上は週30時間以上の勤務を同一の企業等で継続して就業していたことが必要です。
- (2) 民間企業等における職務経験には、会社員、公務員、派遣社員、NPO法人の職員、自営業者、及びパートタイム労働者が該当します。
- (3) 職務経験が複数の場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限って通算することができません。
- (4) 通算にあたっては、各企業等での1か月に満たない日数は切り捨てます。
- (5) 休業期間（育児休業、介護休業、病気休職等）は、職務経験期間に含めることはできません。
- (6) 最終合格発表後、民間企業等の経験期間確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社印、就業期間、週当たり勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。なお、職務経験期間の確認ができない場合は採用されません。

※2 人数は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

※3 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
内容は以下のとおりです。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 幸手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 第1次試験日・会場・試験種類等

- (1) 日 時 令和5年9月17日（日） 受付 午前8時45分～午前9時15分
- (2) 会場 幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）2階 研修室等

(3) 試験種類等

種 類	出 題 分 野	時 間
職務基礎力試験	社会的関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力についての択一試験	9：30～11：00 (90分)
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	13：00～14：30 (90分)
職務適応性検査	職務、職場への適応性についての検査	14：55～15：15 (20分)

3 第1次試験の結果通知

- (1) 令和5年10月20日（金）に第1次試験合格者を発表します。
合格者の受験番号を市役所玄関に掲示及び市役所ホームページで掲載します。（午前9時頃）
- (2) 可否について受験者全員に郵送で通知するほか、第1次試験合格者には、第2次試験の日時等を記載した書類を同封します。

4 第2次試験内容・実施予定日（第1次試験合格者のみ）

試 験 内 容		実施予定日
面接試験	表現力、応対力、人柄などをみるための個別面接試験	10月31日（火） 又は 11月1日（水）

※ 詳細は、第1次試験合格者に送付します。

5 応募書類・受付期間

- (1) 応募書類
 - ① 令和5年度幸手市職員採用試験申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
申込書・受験票に必要事項を記入し、写真を貼り提出してください。
 - ② 履歴書・・ 1通
履歴書（様式3）に必要事項を記入し、写真を貼り提出してください。
 - ③ 職務経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
職務経歴書（様式4）に必要事項を記入し、提出してください。

◆ 申込み時に提出された書類はお返ししませんのでご了承ください。
- (2) 受付期間
 - ① 令和5年7月25日（火）～8月15日（火）
平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付
 - ② 郵送の場合は、受付期間内消印有効とし、申込みの封筒（A4版）の表に、「採用試験申込書在中」と記入してください。

※ 必ず簡易書留で郵送してください。

(簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。)

〒340-0192
送付先 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市役所 総務部庶務課 人事給与担当

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
なお、採用候補者名簿は、令和6年9月30日まで有効です。
- (2) 名簿登載後、本人に当市への就職の意向聴取を行い、欠員等の状況に応じて逐次採用します。
なお、採用日は、原則として令和6年4月1日です。
- (3) 意向聴取で、就職を希望された方には、当市の定めた項目による健康診断を受診し、その結果を提出していただきます。
※ 健康診断に係る費用は自己負担となります。
なお、健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合には、採用候補者名簿から削除されることがありますのでご了承ください。
また、民間企業等の経験期間確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社印、就業期間、週当たり勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。なお、職務経験期間の確認ができない場合は採用されません。
- (4) 最終合格発表後、最終学歴卒業証明書を提出していただきます。

7 採用されてから

- (1) 給与
給料・扶養手当・地域手当・通勤手当・住居手当・期末手当・勤勉手当・時間外勤務手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。
昇給は、原則として毎年1回行われます。

一般事務	250,000円程度(地域手当含む)
------	--------------------

※ 民間企業等職務経験者の初任給は、職歴を勘案して決定します。
上記は年齢が35歳(大卒)で民間企業等での職務経験が7年間で換算しています。

- (2) 勤務時間・休暇
勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までです。(月～金曜日)
休暇は、年間20日(採用された年は15日)の年次有給休暇のほか、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引・出産等に与えられる特別休暇等があります。



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん

この試験についてのお問い合わせは・・・

〒340-0192

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

幸手市役所 総務部庶務課

Tel 0480-43-1111 内線232

Mail : syomu@city.satte.lg.jp